四　文部科学省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十号）
五　厚生労働省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十一号）
六　農林水産省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十二号）
七　経済産業省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十三号）
八　国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）
九　環境省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十五号）
十　外務省独立行政法人評価委員会令（平成十五年政令第百七十二号）
十一　防衛省独立行政法人評価委員会令（平成十九年政令第二号）

第二節　内閣官房関係

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第七号中「こととされる」の下に「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第十六条の規定による改正前の」を加え、「（平成十四年法律第百八十号）」を削り、同条第十三号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号。以下「平成二十七年独法整備政令」という。）第百四十二条の規定により読み替えて適用する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構の」を「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号。以下「旧独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」という。）第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構を含む。）の」に改め、同条第十八号中「独立行政法人海洋研究開発機構法」を「平成二十七年独法整備政令第百四十二条の規定により読み替えて適用する国立研究開発法人海洋研究開発機構法」に、「独立行政法人海洋研究開発機構の」を「平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号。以下「旧独立行政法人海洋研究開発機構法」という。）第三条の独立行政法人海洋研究開発機構（国立研究開発法人海洋研究開発機構を含む。）の」に改め、同条第二十四号中「独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律」を「平成二十七年独法整備政令第百四十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律」に、「独立行政法人産業技術総合研究所の」を「平成二十六年独法整備法第百七十条の規定による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号。以下「旧独立行政法人産業技術総合研究所法」という。）第二条の独立行政法人産業技術総合研究所（国立研究開発法人産業技術総合研究所を含む。）の」に改め、同条第二十五号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所を」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所を」に改め、同条第二十六号中「独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律」を「平成二十七年独法整備政令第百四十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律」に、「独立行政法人情報通信研究機構の」を「平成二十六年独法整備法第四十七条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「旧独立行政法人情報通信研究機構法」という。）第三条の独立行政法人情報通信研究機構（国立研究開発法人情報通信研究機構を含む。）の」に改め、同条第二十八号中「第六項」を「平成二十七年独法整備政令第百四十二条の規定により読み替えて適用する平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第四条第六項」に改め、「施行日後の研究所等」の下に「（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び独立行政法人国立文化財機構を含む。）」を加え、同条第三十号中「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」を「平成二十七年独法整備政令第百四十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」に改め、「施行日後の研究機構等」の下に「（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター及び国立研究開発法人森林総合研究所を含む。）」を加え、同条第三十二号中「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」を「平成二十七年独法整備政令第百四十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」に改め、「施行日後の土木研究所等」の下に「（国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を含む。）」を加え、同条第三十三号中「独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律」を「平成二十七年独法整備政令第百四十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律」に、「独立行政法人国立環境研究所の」を「平成二十六年独法整備法第二百四条の規定による改正前の独立行政法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号。以下「旧独立行政法人国立環境研究所法」という。）第二条の独立行政法人国立環境研究所（国立研究開発法人国立環境研究所を含む。）の」に改め、同条第三十五号中「独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律」を「平成二十七年独法整備政令第百四十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律」に、「独立行政法人森林総合研究所の」を「平成二十六年独法整備法第百五十二条の規定による改正前の独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号。以下「旧独立行政法人森林総合研究所法」という。）第二条の独立行政法人森林総合研究所（国立研究開発法人森林総合研究所を含む。）の」に改め、同条第四十号中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「平成二十七年独法整備政令第百四十二条の規定により読み替えて適用する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「同法第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター」を「平成二十六年独法整備法第百三十条の規定による改正前の高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号。以下「旧高度専門医療独立行政法人法」という。）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターを含む。）」に改め、同条第四十三号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同条第四十四号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改め、同条に次の一号を加える。

四十五　平成二十六年独法整備法附則第二十五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人国立病院機構の職員としての在職期間

第六条第一項第一号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法」に改め、「平成十六年法律第百五十五号」の下に「。以下「旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法」という。」を加え、同項第十六号中「独立行政法人科学技術振興機構法（」を「国立研究開発法人科学技術振興機構（」に、「独立行政法人科学技術振興機構法（」を「平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法（」に改め、「平成十四年法律第百五十八号」の下に「。以下「旧独立行政法人科学技術振興機構法」という。」を加え、「及び独立行政法人科学技術振興機構法」を「及び旧独立行政法人科学技術振興機構法」に、「を含む」を「並びに旧独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構を含む」に改め、同条第二項第一号中「定める」を「掲げる」に改め、同号ロ中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、「除く」の下に「。ハにおいて同じ」を加え、同号ハ中「又はロ」を「に該当していたもの、行政執行法人若しく